

令和 年 月 日

保護者様
部 年 組 氏名

群馬県立渋川特別支援学校
校長 角田 もと江

学校で予防すべき感染症と出席停止について

次の表にあげた病気にかかっている場合、他の児童生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法施行規則により、病気が治るまで本人の出席を停止するように定められています。なお、感染予防のため、校長の指示で出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。

病気が治り、他に感染するおそれがなくなり登校する場合は、右の医師の「証明書」をいただいて学校に提出してください。

出席停止期間の基準

学校で予防すべき感染症の種類		出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	主に症状がとれてから2日を経過するまで	
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症、大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	

◎インフルエンザの場合は、別書式「インフルエンザ療養報告書（保護者記入）」をお使いください。

◎新型コロナウイルス感染症の場合は、別書式「新型コロナウイルス感染症療養報告書（保護者記入）」をお使いください。

◎群馬県では、第3種「その他の感染症」については定めないとしています。

主治医様

ご多忙中恐れ入りますが、下記証明書は出席可能になりましたら、ご記入の上、保護者にお渡しください。

治癒証明書

（主治医→保護者→学校）

群馬県立渋川特別支援学校

部 年 組 氏名

病名（ ）

上記のものは 月 日より出席停止となっていましたが、病気が治り、他に感染するおそれがなくなったので、 月 日から出席してよいと考えます。

備考

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印